

第1 審査会の結論

平成28年1月8日付けの開示請求（以下「本件請求」という。）に対して、平成28年1月26日付けで宮崎県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書不開示決定（以下「本件決定」という。）は、結果として妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書開示請求

異議申立人は、平成28年1月8日、実施機関に対し本件請求を行った。請求した公文書の内容は以下のように要約される。

- (1) 高岡土木事務所が実施した測量について、異議申立人自身が立ち合いを拒否したとの報告された文書（以下「請求公文書1」という）
- (2) X氏が勝手に設置した、「ブロック」についての取り扱いについては、後日「文書で通知します」とあったが、どのような文書の通知を出したのか、その通知の文書等（以下「請求公文書2」という）
- (3) 全ての復元測量の立会を拒否された「X氏」に復元測量（調査検討図）を提供した、理由書等の決裁、伺い書等（以下「請求公文書3」という）
- (4) 平成〇〇年〇月〇日付けの事務連絡で、宮崎県〇〇〇から「X氏」に対して送付した「復元測量結果の送付について」として記載されている文書の内容に係る全ての書類等（以下「請求公文書4」という）
- (5) 平成〇〇年〇月〇日及び〇日に「調査測量図」を作製した時の「宮崎県公共嘱託登記土地家屋調査協会」との契約書（以下「請求公文書5」という）

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求について請求公文書1から請求公文書4について特定の個人名をあげており特定の個人に関する情報であることから、当該開示請求に係る公文書が存在するか否かを答えることはできないとし、平成28年1月26日異議申立人に対し公文書不開示決定を行った。なお請求公文書5については全部開示決定を行った。

3 異議申立て

異議申立人は、不開示とした請求公文書1から請求公文書4について平成28年3月11日、異議申立てを行った。

第3 異議申立ての内容

1 異議申立ての趣旨

請求公文書1から請求公文書4に係る請求で行われた「不開示決定処分」の取り消しを求めるといものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び理由説明書に対する意見書において主張している異

議申立ての理由は、次のように要約される。

- (1) 実施機関が公文書が存在するか否かを答えることはできないとした文書について、異議申立人自身が独自に入手しており、その内容について開示できないのは不当である。
- (2) 測量実施の日（平成〇〇年〇月〇日）当日は、私は現場にいたが、私には立ち会いをさせなかった。また、2回目の測量実施の日（平成〇〇年〇月〇日）は、午前中に測量が実施されたようであるが、私は自宅にいたが連絡も無く実施されている。

第4 異議申立てに対する実施機関の説明

実施機関が、理由説明書で主張している内容は、次のとおりである。

(1) 請求公文書1について

本件開示請求は特定の個人に関する情報であり、当該開示請求に係る公文書が存在するか否か答えるだけで不開示情報（個人の氏名）を開示することとなり、条例第7条第2号で保護しようとする個人の権利利益を侵害するおそれがあるため当該公文書の存否を答えることはできない。なお、当該文書は存在しない。

(2) 請求公文書2について

本件開示請求は個人名をあげて行っており、特定の個人に関する情報であることから、当該開示請求に係る公文書が存在するか否か答えるだけで不開示情報（個人の氏名）を開示することとなり、個人の権利利益を侵害するおそれがあるため、当該公文書の存否を答えることはできない。

また、当該文書の内容は、X氏により、道路区域内に設けられたブロックの撤去に係る指導文書であり、開示することによって、ブロック撤去が円滑に行われないなど、今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすと認められる。

よって、宮崎県情報公開条例第9条（宮崎県情報公開条例第7条第2号及び宮崎県情報公開条例第7条第7号カ）に該当し、不開示とする。

(3) 請求公文書3及び請求公文書4について

本件開示請求は個人名をあげて行っており、特定の個人に関する情報であることから、当該開示請求に係る公文書が存在するか否か答えるだけで不開示情報（個人の氏名）を開示することとなり、個人の権利利益を侵害するおそれがあるため、当該公文書の存否を答えることはできない。

よって、宮崎県情報公開条例第9条（宮崎県情報公開条例第7条第2号）に該当し不開示とする。

第5 審査の経過

当審査会は、本件異議申立てについて、以下のように審査を行った。

年 月 日	審 議 の 経 過
平成28年10月26日	諮問を受けた。

平成28年11月29日	実施機関から本件決定に係る「理由説明書」を受け取った。
平成29年1月5日	異議申立人から実施機関作成の理由説明書に対する意見書を受け取った。
平成29年2月16日	諮問の審議を行った。
平成29年6月1日	諮問の審議を行った。

第6 審査会の判断理由

当審査会は、本件不開示決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のよう
に判断する。

1 文書の存否を明らかにしないで行った公文書不開示決定について

(1) 実施機関は、平成28年1月26日異議申立人に対して文書の存否を明らかに
しないで公文書不開示決定を行っているが、その後審査会に提出された理由説
明書において文書の存否を明らかにしたと思われる記述があった。

(2) そのため、審査会として実施機関に確認したところ回答があり、その内容を
要約すると以下の通りである。

ア 請求公文書1について

当該公文書の不存在を認める。

イ 請求公文書2について

当該公文書の存在を認める。

ウ 請求公文書3及び請求公文書4について

平成27年2月16日に、X氏に対して文書を送付しており、文書の存在
を認める。

よって、以下については上記実施機関の回答を前提に文書開示の妥当性につい
て検討する。

2 実施機関が行った復元測量について

実施機関は道路法第24条に基づく承認事務を行ったことを契機に生じた土地
境界に対する疑義に対し、業務上の必要性を感じたことから、平成〇〇年〇月〇
日及び〇月〇日及び〇月〇日の3回に分けて国土調査の復元測量を行っている。
なお、本測量については、土地の境界確定を目的としておらず、県有の土地に対
する国土調査の復元測量のみを実施したものであり、隣接者の立ち会いは行わず
行った。

3 本件決定に対する判断について

(1) 実施機関は当初文書の存否を明らかにしないで公文書不開示決定を行って
いるが、第6の1で確認したとおり、その後文書の存否を実施機関が認めており、存否応

答拒否とした決定については妥当では無い。

(2) しかしながら、審査会として調査、審議したところ、以下の通り実施機関が行った本件決定は結果として妥当であると判断する。

ア 請求公文書1について

実施機関は理由説明書において文書の不存在を認めているが、不存在の理由について調査したところ、高岡土木事務所が測量を実施した平成〇〇年〇月〇日及び〇月〇日及び〇月〇日については、測量の立ち会いを求めておらず、高岡土木事務所独自に実施した測量である。よって、実施機関が主張するように異議申立人が立ち会いを拒否したとされる文書が存在しなくとも何ら不自然では無い。

イ 請求公文書2について

実施機関が文書の存在を認めたことから、審査会として当該文書を実際に確認したところ、当該文書の内容は特定の個人であるX氏への行政指導文書であり、全体として条例第7条第2号に規定する個人の権利利益を害する情報と認められる。

ウ 請求公文書3及び請求公文書4について

実施機関が、平成〇〇年〇月〇日付けの文書をX氏に送付していることを認めていることから、審査会として当該文書に係る一連の書類を確認したところ、当該文書は、請求公文書2同様、全体として条例第7条第2号に規定する個人の権利利益を害する情報とであると認められる。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。